

SGEC 分別・表示事業体審査報告書

MBC開発株式会社

平成22年6月

(社)全国林業改良普及協会

目 次

I. M B C 開 発 株 式 会 社 の 概 要

II. 審 査 経 過 ・ 写 真

III. 審 査 に お け る 判 定 事 由 書

IV. 添 付 資 料 (主 な 確 認 資 料)

【木材・木製品の年間取扱実績】

○期間(2年) 平成 20 年 4 月 1 日～ 平成 21 年 3 月 31 日

○木材・木製品の取扱量	原料入荷量	1,700 m ³
	製品出荷量	1,700 m ³
	住宅(建築業の場合)	新築 6 6 棟

○期間(2年) 平成 21 年 4 月 1 日～ 平成 22 年 3 月 31 日

○木材・木製品の取扱量	原料入荷量	1,800 m ³
	製品出荷量	1,800 m ³
	住宅(建築業の場合)	新築 7 4 棟

○主要構造材の主な仕入れ先 木脇産業株式会社(宮崎県都城市)

【許可資格】

建設業登録：鹿児島県知事（特 20）第 4948 号

住宅保証業者登録：(財)住宅保証機構 業者登録番号 10002281

「ISO9001」取得

5. 分別・表示管理体制

同社は、木造住宅建築の全般を手がけている建設事業体であり、主要な構造材等は、同社の設計図面に基づいて、取引先のプレカット工場等に発注され、プレカット加工された後、必要量が直接現場に搬入されて組み立てられるという工程である。

主要な木材の発注先である「木脇産業(株)」「都城地区プレカット事業(協)」等は、既に SGEC 認定事業体登録を済ませている。

認証林産物の取り扱いに関しては、「SGEC 認証林産物の分別・表示管理方針」を定めており、「認証林産物が適正に分別・表示管理されるよう自社に分別・表示管理責任者を、各現場に担当者を配置し、管理体制を確立する」こと、「認証材取扱伝票等の帳票類を作成・保管し、適正な履歴照明に努め、認証林産物の普及 PR に努める」ことを定めている。さらに、請負大工・工務店等の協力業者向けの「SGEC 認証材取り扱いマニュアル」により、発注から現場建設工事に至るまでの各段階での認証林産物の具体的な取り扱いを定め、分別・表示管理が徹底できる体制を確立していることを確認した。

【主な確認資料】

- ・ SGEC 認証林産物の分別・表示管理方針書
- ・ 認証林産物分別・表示管理体制図
- ・ 認証林産物の分別・表示管理計画図
- ・ SGEC 認証材取り扱いマニュアル（協力業者向け指導文書）
- ・ SGEC 認証材入荷・製品在庫管理表（書式）

II. 審査経過 — MBC 開発株式会社の審査経過

認定審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの溝添俊樹、宇佐美均の2名が下記のとおり行った。

【審査申込】

平成22年4月29日／審査申込

(内 容)

1. SGEC 分別・表示システム及び、全林協の審査手順についての説明
2. 審査申込書の受付
3. 確認資料の説明

【認定審査】

5月26日／書類確認及び現地確認

(場 所)

MBC 開発株式会社及びモデルハウス

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会認証審査センター

専門審査員 溝添 俊樹

審査員 宇佐美 均

(出席者)

MBC 開発株式会社設計企画部 井ノ上 絢一

(内 容)

1. 提出された書類及び資料の説明を受け、修正事項等の確認を行った。
2. MBC 開発株式会社において、事業の概要、現行の建築事業における木材の流れ・管理の仕組み等について、また、事業体認定取得後の分別・表示の考え方や管理方針、認証林産物の生産・出荷管理計画、分別・表示管理体制等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。
3. 管理方針、認証林産物の生産・出荷管理計画、分別・表示管理体制等の遵守意志を確認した。

【審査判定】

6月25日／審査委員会

(委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根 明臣
元東京農業大学教授・農学博士	河原 輝彦
木構造振興株式会社代表取締役・農学博士	西村 勝美
東京農工大学教授・農学博士	土屋 俊幸
(社)日本育種協会理事	真柴 孝司

(事務局)

(社)全国林業改良普及協会	専務理事	渡辺 政一
同	認証審査センター	児島 裕
同	認証審査センター	野田 昭一
同	認証審査センター	宇佐美 均

(内 容)

1. 現地確認の結果及びSGECの定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」に基づいた審査内容を各委員に説明した。
2. 提出資料、実行体制及び入荷・出荷管理の仕組み等から、申請者は認定に値する事業者であるものと認められた。

Ⅲ. MBC 開発株式会社の審査における判定事由書

SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき、全林協「SGEC 事業体認定基準・指標」の 15 項目を審査要件とした。

これら「審査要件」に基づいて「認定審査」を行い、審査委員会に諮ったところ、MBC 開発株式会社は、認定に値する事業体であるとして判定された。

なお、審査委員会により、認定取得後の「向上目標」として下記が付記された。

【向上目標】

1. 認定取得後、統合事業体及び自社内部監査を徹底し、認証林産物の適正なトレサビリティーを確立すること。 (基準 2-3)
2. 認証林産物の取扱はこれからであることから、関係職員に対し、十分な教育・研修を図り、分別・表示管理方針書の趣旨を徹底すること。 (基準 2-4)
3. 詳細な産地情報を求める消費者の要望が、高まってきていることから、川上事業体と連携して、「認証材産地出荷証明書」など、より詳細な情報の記録・保存に努めること。 (基準 4-3)